

「歴史を生かしたまちづくり要綱」のあらまし

横浜市では、昭和 63 (1988) 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、横浜らしい個性と魅力あふれる都市景観を形成している歴史的建造物の保全・活用をすすめています。

<特徴>

所有者の実情を大切に考え、柔軟で弾力的な保全を行います。また、景観上の価値を大切に考え、外観の保全を最優先し、内部はむしろ積極的な活用をすすめます。

<対象>

社寺、古民家、近代建築、西洋館、近代和風建築、土木産業遺構及びこれらと一体となっている工作物等を対象とします。

<登録歴史的建造物>

景観上価値があると認められる歴史的建造物を台帳に登録し、所有者にその内容について通知（登録通知）します。

登録された歴史的建造物を改変等する場合には、市の窓口にご連絡いただくようお願いいたします。この際、市から助言をすることがあります。

<認定歴史的建造物>

登録歴史的建造物のうち、より重要な価値があると認められ、かつ所有者の同意が得られた場合に、所有者との協議により「保全活用計画」を定め認定します。

認定された歴史的建造物を改変等する場合には、市の窓口に出出が必要です。この際、市から指導及び助言をすることがあります。

認定歴史的建造物を保全するうえで必要な改修等に対しては、助成を行うことが可能です。

助成の種類と内容（認定歴史的建造物の場合）

助成対象事業	助成率	上限額
調査・設計	2/3	200 万円
外観保全	2/3	木造 1,000 万円
		非木造 6,000 万円
耐震改修	2/3	木造 300 万円
		非木造 2,000 万円
外構保全	2/3	300 万円
防災施設	2/3	300 万円
維持管理	—	30 万円/年
リノベーション	1/2	500 万円

<問合せ先>

横浜市 都市整備局 都市デザイン室

電話：045-671-2023 F A X：045-664-4539

e-mail：tb-toshidesign@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50-10（横浜市役所 29 階）